

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 原告番号52の1 ほか29名

被 告 国 ほか2名

答弁書

平成28年8月1日

福島地方裁判所第一民事部・御中

被告国指定代理人

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号

仙台第3法務総合庁舎

仙台法務局訟務部

部 付 濱谷正樹

部 付 佐藤友弥

上席訟務官 小野寺貞夫

上席訟務官 松田朋子

法務事務官 渡邊恭子

訟務官 富樫剛史

〒960-0103 福島市本内字南長割1番地3

福島地方法務局訟務部門(送達場所)

(電話 024-534-1976)

(FAX 024-526-2122)

上席訟務官 小館卓司

上席訟務官 若月久幸

訟務官 志賀 富士夫
 訟務官 井上 一朗
 訟務官 野崎 佳之



〒100-8914 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
 参事官（総括担当）付

内閣府技官 黒田 俊久
 内閣府事務官 湯浅 翔
 内閣府技官 江藤 浩太



〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁
 長官官房総務課法務室

環境事務官 高橋 正史
 環境事務官 武田 龍夫
 環境事務官 田中 博史
 環境事務官 矢野 諭
 環境事務官 内山 則之
 環境事務官 世良田 鎮
 環境事務官 豊島 広史
 環境技官 谷川 泰淳



〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省資源エネルギー庁
 電力・ガス事業部政策課

経済産業事務官 大瀧 拓馬
 経済産業事務官 泉井 厚志
 経済産業事務官 住田 博正
 経済産業事務官 佐藤 滉介
 経済産業事務官 白津 宗規
 経済産業事務官 服部 翔生

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課

電力市場整備室

経済産業事務官 高野 菊雄

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業技官 京藤 雄太

経済産業事務官 田口 周平

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力立地・

核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 水越 貴紀

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力立地・

核燃料サイクル産業課

原子力損害対応室

経済産業事務官 福島 正也

経済産業技官 土佐 怜生

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

文部科学事務官 和田勝行

文部科学事務官 八田和嗣

文部科学事務官 中村徹平

文部科学事務官 藤田裕紀

文部科学事務官 久保真理



第1 請求の趣旨（ただし、原告らの平成28年5月31日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの。）に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。
- 3 被告国につき仮執行宣言を付するのは相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること
 との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 「第1節 当事者」について（訴状〔原告らの平成28年5月31日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの。以下同じ〕4ページ以下）
 - (1) 「第1 原告ら」（訴状4ページ）について
 - ア 「1」について

(7) 第1文（「県内子ども原告ら…強要されている。」）中、「今現在も、毎日新たな被ばくを事実上強要されている」との部分は否認し、その余は不知。
 - イ 「2」について

「被告国（中略）による放射線情報等の隠ぺい、あるいは意図的に子供を被ばくさせようとしたのではないかとしか思えないような諸施策により、避けることができた無用の被ばくを事実上強要され」との部分は否認し、その余は不知。

り、避けることができた無用の被ばくを事実上強要され」との部分は否認し、その余は不知。

(2) 「第2 被告ら」(訴状4, 5ページ)について

ア 「1」について

被告福島市に対する主張であり、認否の限りでない。

イ 「2」について

被告国が、憲法25条に基づき生存権を具体化すべき一般的責務を有していること、憲法26条に基づき教育を受ける権利を具体化すべき一般的責務を有していることは認めること。

ウ 「3」について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

2 「第2節 県内子ども原告らの被告福島市に対する請求について」(訴状5ページ以下)について

今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて、認否・反論する。

3 「第3節 原告全員の被告国及び被告福島県に対する請求について」(訴状32ページ以下)について

(1) 「第1 はじめに」(訴状32ページ)について

ア 第1段落(「被告国には…いわなければならない。」)について

(ア) 第1文(「被告国には…義務がある。」)については、一般論として、被告国が、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、原子力災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐ責務を負うことは認め、被告国が原告らの主張する職務上の法的義務を負うとの主張は争う。

(イ) 第2文(「とりわけ…いわなければならない。」)については、一般論として、大人に比較して子どもの方が放射線による影響を受けやすいことは認め、その余は争う。

イ 第2段落（「また…義務がある。」）について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

ウ 第3段落（「しかるに…深刻である。」）について

(ア) 第1文（「しかるに…無用な被ばくをさせた。」）は、否認ないし争う。

(イ) 第2文（「その結果…はなはだ深刻である。」）は不知。

エ 第4段落（「また…させた。」）について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

オ 第5段落（「以下…詳述する。」）について

認否の限りでない。

(2) 「第2 被告国や被告福島県の職務上の義務の発生根拠」（訴状33ページ以下）について

ア 「1 福島第一原発事故を発生させた責任」について

(ア) 「(1)」について

a 第1文（「福島第一原発事故…明らかになっていない。」）について
は、福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）において放射性物質が放出される事故（以下「福島第一発電所事故」という。）後3年以上を経過しても、同事故の原因全てが明らかになっていないことは認める。

b 第2文（「しかし…明らかである。」）については、東京電力ホールディングス株式会社（福島第一発電所事故当時の東京電力株式会社、以下「東電」という。）が東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）に伴う津波と同規模の津波を想定した対策を執っていなかったことは認める。もっとも、このような対策が執られなかつたのは、福島第一発電所事故が発生した当時、本件地震に伴う津波と同規模の津波が福島第一発電所に到来することが予見できなかつたためである。

c 第3文（「また…11頁以下。」）は否認ないし争う。被告国は、平成11年に株式会社ジー・シー・オーで発生した事故を踏まえて同年に原災法を制定し、同法を含む関係法令において、原子力災害が発生した場合の初期対応の明確化、国と地方公共団体との連携の確保、国の緊急時対応体制の強化及び原子力事業者の責務の明確化等を図っていた。また、被告国は、東電を含む電気事業者に対し、過酷事故（シビアアクシデント）対策を実施するよう種々の行政指導を行っていた。

(1) 「(2)」について

- a 第1文（「例え…なされた。」）は認める。
- b 第2文（「2002年…引き上げた。」）については、東電が福島第一発電所の津波想定を引き上げたことは認める。なお、「2002年2月」との部分は「2002年3月」が、「O. P. + 5. 7メートル」との部分は「O. P. + 5. 4～5. 7メートル」が、それぞれ正しい。
- c 第3文（「これは…しかなかった。」）については、東電が「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）に基づく津波評価を実施し、福島第一発電所の津波想定をO. P.（小名浜港工事基準面）+ 5. 4～5. 7メートルと引き上げたこと、「津波評価技術」において、評価対象とされた既往津波が東北地方ではおおむね過去400年間程度に発生したものであることは認める。土木学会原子力土木委員会が平成14年2月に公表した「津波評価技術」において、信頼性の高い算定結果を得るために、信頼性の高い波源モデル（津波の原因となった地震の断層運動を数値で表現したモデル）の設定が極めて重要になることから、津波を発生させた地震について信頼性の高い波源モデルのデータを得ることができなければ、これを取り上げて津波評価を行うことができない。東北地方において評価対象と

される既往津波がおおむね過去400年間程度に発生したものとされたのは、信頼度の高い波源モデルを得られるものであったためであり、これが不合理であったということはできない。

- d 第4文（「2002年7月…とされた。」）については、地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が2002（平成14）年7月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）を発表したこと、長期評価では、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）について、津波マグニチュード（M_t）8.2前後の地震の発生確率が今後30年以内に20パーセント程度と推定されたことは認める。
- e 第5文（「この地震が…であった。」）については、東電が、平成20年に、長期評価に基づき福島第一発電所における津波の波高を試算した結果、同発電所1号機ないし4号機側の主要建屋敷地南側でO.P. +15.7メートルとの数値を得たことは認めるが、同試算結果により福島第一発電所の敷地高さ（O.P. +10メートル）を超える津波の到来が予見できたという趣旨の主張であれば争う。そもそも長期評価は、日本列島の太平洋沿岸の特定の場所に到来する津波の波高を予測したものではないし、信頼性のある波源モデルが示されたものでもないから、上記試算結果により、福島第一発電所の敷地高さを超える津波の到来が予見できたということはできない。また、上記試算結果が被告国に報告されたのは、本件地震発生の4日前である平成23年3月7日であったから、上記試算結果を根拠とする被告国の権限行使により、福島第一発電所事故の発生を回避することは不可能であった。
- f 第6文（「2006年…示された。」）については、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）及び原子力安全・保

安院（以下「保安院」という。）が平成18年1月に溢水勉強会を設置したこと、溢水勉強会において、福島第一発電所5号機にO. P. + 10メートルの津波が到来し、無限時間継続したと仮定した場合に非常用海水ポンプが機能喪失すること、O. P. + 14メートルの津波が到来し、無限時間継続したと仮定した場合に建屋への浸水で電源設備が機能を失い、非常用ディーゼル発電機が機能喪失する可能性があることが示されたことは認めるが、これらにより福島第一発電所事故の発生が予見できたという趣旨の主張であれば争う。溢水勉強会は、津波が到来する可能性の有無・程度や、津波が到来した場合に予測される波高に関する知見を得る目的で設置されたものではなく、実際にも、これらの各知見が獲得・集積されたことはなかった。

g 第7文（「2009年6月…指摘された。」）については、2009（平成21）年6月及び7月、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて、東電から提出された福島第一発電所5号機等の耐震安全性評価の中間報告書に対する評価が行われた際、一部の委員から、貞観津波を考慮すべき旨の意見が出されたことは認める。もっとも、当該委員の発言内容は、東電から提出された中間報告書に対する問題提起であったり、それを踏まえた検討を指示したというものであって、福島第一発電所事故に至る程度の津波の発生を示唆するものではなかった。

h 第8文（「その後の…報告した。」）については、東電が佐竹健治教授から提供を受けた論文における貞観津波の波源モデル案を用いて試算した結果、福島第一発電所の取水口前面でO. P. + 7.8メートル～8.9メートル（満潮位の考慮方法を変更するとO. P. + 7.8メートル～9.2メートル）程度の波高が算出されたこと、その結

果を平成21年9月に保安院に説明したことは認める。上記論文は、貞観津波の波源モデルに関して一部未解明な部分を残した状態での見解である上、上記試算結果も福島第一発電所の敷地高さ（O. P. + 10メートル）を超えるものではなく、上記の試算結果により福島第一発電所の敷地高さ（O. P. + 10メートル）を超える津波の到来を予見できたとはいえない。

(ウ) 「(3)」について

否認ないし争う。福島第一発電所事故当時の科学的知見を見ても、同事故に至る程度の地震及び津波の発生又は到来についての予見可能性があったとは認められず、被告国に規制権限を行使すべき作為義務はなかった。

(イ) 「(4)ないし(6)」について

いずれも争う。

イ 「2 憲法13条、25条」について

(ア) 「(1)」について

a 第1段落（「すべて国民…保障している。」）について

(a) 第1文及び第2文（「すべて国民は…（25条1項）。」）は認め る。

(b) 第3文（「このように…保障している。」）は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

b 第2段落（「立憲主義国家…目指している。」）について

原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 「(2)」について

原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

ウ 「3 条約」について

(ア) 「(1)」について

原告らの引用に係る経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約12条1の規定の内容は、「すべての者が」と「最高水準の」との間に「到達可能な」が欠落している。同規約12条1は、「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。」が正しい。また、同条2は「この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のこととに必要な措置を含む。」とした上で、「(a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策」を挙げている。

(1) 「(2)」について

原告らの引用に係る児童の権利に関する条約3条1、24条1の規定の内容は認める。ただし、原告らが引用する同条約3条2には、「このため」と「すべての」との間に「,」が、「すべての」と「立法上及び行政上の措置をとる」との間に「適當な」が、それぞれ欠落している。したがって、同条約3条2は「このため、すべての適當な立法上及び行政上の措置をとる」が正しい。また、原告らの要約に係る同条約24条2柱書きの規定の内容は「締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適當な措置をとる」が正しい。さらに、原告らの引用に係る「社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康・・・についての基礎的な知識に関して、情報を提供され」は、「4号」ではなく「(e)」が正しい。

エ 「4 原子力災害対策特別措置法に基づく義務」について

(7) 「(1)」について

- a 第1文及び第2文（「内閣総理大臣…解除されていない。」）は認められる。
- b 第3文（「原子力緊急事態宣言…同法第24条」）は不正確である

ため否認する。原災法24条によれば、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態については、災害対策基本法第2章第3節及び同法107条は適用しないとされており、災害対策基本法の全ての規定が適用されないわけではない。

(1) 「(2)」について

- a 第1文（「原災法第26条2項は…第27条1項、2項。」）については、原災法26条2項及び同法27条2項が、それぞれ、指定行政機関の長等が、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施しなければならないとしていることは認める。
- b 第2文（「そして…が定められている。」）は、平成24年法律第47号による改正前の原災法の規定の内容は認める。なお、「緊急事態応急対策実施地域」は「緊急事態応急対策実施区域」が正しい。

才 「5」について

(7) 第1段落（「以上によれば…いうべきである。」）について

一般論として、災害対策基本法及び原災法に基づき、被告国に、原子力災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐ責務があることは認めるが、原告らの主張する職務上の法的義務があるとの主張は争う。

(イ) 第2段落（「また…注意義務があった。」）について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

(ウ) 第3段落（「そして…含まれる。」）について

「住民の健康被害のリスクが否定できない程度の被ばくの可能性のある地域」とは、空間線量が年1mSvを超える可能性のある地域と解するべきであるとの主張は争い、その余は不知。

(3) 「第3 被告国、被告福島県の違法行為」（訴状37ページ以下）について

ア 「1 情報の隠匿」について

(7) 「(1)」について

- a 第1文（「2013年…水素爆発した。」）については、平成23年3月12日午後3時36分頃に福島第一発電所1号機の原子炉建屋上部で水素が原因と思われる爆発が発生したことは認める。
- b 第2文（「3月13日…起こった。」）については、平成23年3月14日（「3月13日」とあるのは「3月14日」の誤りと思われる。）午前11時1分頃に福島第一発電所3号機の原子炉建屋で爆発が発生したことは認め、括弧内の記載（「この爆発は…なされている」）は否認する。この爆発も水素が原因と思われる爆発である。
- c 第3文（「3月15日…損傷した。」）については、平成23年3月15日午前6時頃に福島第一発電所4号機の原子炉建屋において爆発が発生したこと、その頃、同発電所2号機で異音が観測されたことは認めるが、その余は不知。

(1) 「(2)」について

- a 第1文（「被告国は…避難指示を出した。」）は認める。
なお、被告国は、3月12日午前5時44分に避難指示の範囲を福島第一発電所から半径10キロメートルに拡大している。
- b 第2文（「更に3月15日…退避指示を出した。」）については、被告国が3月15日午前11時屋内退避指示を出したことは認める。
- c 第3文（「被告国の…出されなかった。」）は否認する。
被告国は、福島第一発電所から半径30キロメートルを超える地域であっても、住民の無用な放射線被ばくを避けるという観点から、できるだけ屋内に滞在するよう連絡するなどしている。
- d 第4文（「その結果…強いられた。」）については、飯館村が平成23年4月22日に計画的避難区域に指定されたことは認め、その余は

不知。

(ウ) 「(3)」について

- a 第1文（「福島第一原発事故…データがない。」）は否認する。
少なくとも、福島市における放射線量の測定データは存在する。
- b 第2文（「被告福島県…存在しない。」）は認める。
- c 第3文（「データのある…可能性がある。」）については、「子ども原告らの居住地でも空閑線量が相当上昇していた可能性がある」との部分は不知。その余は認める。

(イ) 「(4)」について

- a 第1文（「2013年3月…及んでいた。」）中、「高線量で推移した」との部分は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。
- b 第2文（「しかし…なかった。」）は不知。

(オ) 「(5)」について

- a 第1文（「このようにして…強要したのである。」）については、「子ども原告らが無用な被ばくすることを事実上強要した」との部分は否認し、その余は争う。
- b 第2文（「そして…講じなかった。」）は、被告福島県に対する主張であるため、認否の限りでない。

イ 「2 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」について

(ア) 「(1)」について

- a 第1文（「チェルノブイリ原発事故…甲状腺がんである。」）は認める。
- b 第2文（「甲状腺は…取り込もうとする。」）については、「積極的に」との部分は否認し、その余は認める。

- c 第3文（「ヨウ素131…短い。」）は認める。
- d 第4文（「ということは…放出する。」）については、「急激に」との部分は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余は認める。
- e 第5文（「これを…しかないのである。」）は不正確であるため否認する。

甲状腺の放射性ヨウ素による被ばくを低減する方法としては、安定ヨウ素剤の服用が有効であることは認めるが、これが唯一の方法ではなく、安定ヨウ素剤の服用のほかに避難や屋内退避、飲食物の摂取制限などの有効な方法が存在する。また、原子力発電所の事故によって環境中に放出される放射性物質には、放射性ヨウ素のみならず他の放射性物質も含まれるため、甲状腺を含む人体への放射線の影響を低減するためには放射性ヨウ素だけでなく他の放射性物質からの被ばくを回避するための防護措置も必要となる。

(イ) 「(2)」について

- a 第1文（「福島第一原発事故当時…示されていた。」）は認める。
- b 第2文（「これによると…されていた。」）については、「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）において、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標が小児甲状腺等価線量の予測線量100mSvとされていたことは認め、その余は否認する。

なお、内閣総理大臣が、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、防災指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする旨を規定していたのは、防災指針ではなく、防災基本計画である。

- c 第3文（「また…なっていた。」）については、福島県地域防災計画 原子力災害対策編（平成21年度修正版）において、県原子力現地災

害対策本部が、国の原子力災害対策本部等の指示又は県知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとするとされていたことは認める。

・(4) 「(3)」について

a　柱書きについて

- (a) 第1文（「結果として…与えられなかった。」）は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。
- (b) 第2文（「その顛末は…あった。」）は、認否の限りでない。

b　「ア」について

- (a) 第1文（「原子力安全委員会…出していた。」）については、原子力安全委員会が平成23年3月13日にスクリーニング（放射能に汚染されているおそれのある者について除染等を行う必要があるかどうかを判断するために行う検査）の実施に当たって「1万cpm（引用者注：カウントパーミニツ）。放射性物質による表面汚染を測定する単位の一つ）を基準として除染及び安定ヨウ素剤の服用を実施すること」という助言を原子力災害対策本部事務局に行ったという趣旨であれば認める。

- (b) 第2文（「しかし…であった。」）については、原子力災害対策現地本部長が、福島県知事等に対し、平成23年3月16日午前10時35分、原災法15条3項に基づき、避難地域（半径20キロメートル以内）からの避難時における安定ヨウ素剤投与の指示をしたことは認める。

c　「イ」について

認める。なお、平成23年3月22日には原告らの主張に係る市町村長のほか、平田村長宛てにも安定ヨウ素剤の配布等がされている。

d　「ウ」について

(a) 第1文（「しかし…もらえなかつた。」）については、被告福島県から安定ヨウ素剤服用の指示が出されなかつたことは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(b) 第2文ないし第4文（「なお…配布した。」）は、いずれも認める。

e 「エ」について

不知。

(I) 「(4)」について

a 柱書きについて

認否の限りでない。

b 「ア」について

(a) 第1文（「2011年3月12日…迫っていた。」）については、平成23年3月12日午前0時過ぎには福島第一発電所1号機のベントの検討が始まっていたこと、同日午前2時30分頃、格納容器の圧力が0.8 MPaを記録したことは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(b) 第2文（「しかし…午後2時30分だった。」）については、同日午後2時30分頃に1号機のベントが実行されたことは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(c) 第3文（「ところが…水素爆発した。」）については、同日午後3時36分頃に1号機の原子炉建屋上部で水素が原因と思われる爆発が発生したことは認める。

c 「イ」について

(a) 第1文（「次いで…上昇した。」）は、東電が平成23年3月13日午前8時41分頃、福島第一発電所3号機のベントの操作を完了したこと、同日午前8時56分頃、モニタリングポストで 8.82μ

S v / h を計測したことは認める。

(b) 第2文（「そして…爆発した。」）は、同月14日午前11時1分頃、3号機の原子炉建屋で水素が原因と思われる爆発が発生したことは認める。

d 「ウ」について

(a) 第1文（「その後…上昇した。」）については、平成23年3月15日午前0時2分に2号機のドライウェルの圧力が0.73 MPaを記録したことは認める。

(b) 第2文（「そして…したのである。」）については、平成23年3月15日午前6時頃に4号機の原子炉建屋で爆発が発生したことは認め、その余は不知。

e 「エ」について

前記ア(イ)（10, 11ページ）において認否したとおりである。

(オ) 「(5)」について

a 柱書きについて

前置き部分であるため、認否の限りでない。

b 「ア」について

(a) 第1文（「まず…高すぎる。」）については、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。なお、防災指針で投与基準を定めた当時は、世界的にも小児甲状腺等価線量として100 mSv が広く用いられていた。

(b) 第2文（「IAEA…いるのである。」）については、IAEAの基準が50 mSv であるとの部分は否認し、その余は不知。福島第一発電所事故当時、IAEAの基準は100 mGy である。

(c) 第3文及び第4文（「国際的な基準…判断である。」）は、いずれも争う。防災指針で投与基準を定めた当時は、世界的にも小児甲状

腺等価線量として100mSvが広く用いられていたものであり、かかる基準には合理性があった。

(d) 第5文（「したがって…できない。」）は争う。

c 「イ」について

(a) 第1文（「安定ヨウ素剤…正当である。」）は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(b) 第2文（「安定ヨウ素剤…必要がある。」）は、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が体内に取り込まれる直前又は直後の一定の期間内に服用することが効果的であるという限りで認める。

(c) 第3文（「放射性ヨウ素…しまうのである。」）は認める。

d 「ウ」について

争う。

(f) 「(6)」について

a 第1文（「安定ヨウ素剤…であった。」）は認める。

b 第2文及び第3文（「結果的に…不十分であった。」）は、いずれも争う。

c 第4文（「被告福島県…指示しなかった。」）は、被告福島県から安定ヨウ素剤服用の指示が出されなかつたことは認める。

(g) 「(7)」について

a 第1文（「安易に…からである。」）は認める。

b 第2文（「しかし、…いないのである。」）については、我が国では甲状腺亢進症治療の手術前にヨウ素剤を含む製剤が使用されてきたが、生命に危険を及ぼす重篤な副作用の報告はほとんどないとされていること、チェルノブイリ原子力発電所事故時に安定ヨウ素剤の服用を実施したポーランドでは、成人での生命に危険を及ぼす重篤な副作用は極めて低頻度であり、若年者での重篤な副作用は報告されていな

いことは認める。

- c 第3文（「副作用…なりかねない。」）は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 「(8)」について

- a 第1文及び第2文（「そもそも…していない。」）は、いずれも否認する。

被告国は、原子力安全委員会が平成23年3月23日に実施した甲状腺の被ばく線量の試算を踏まえ、原子力災害対策本部が中心となり速やかに甲状腺被ばく検査を実施している。

- b 第3文（「ようやく…時期である。」）については、平成23年3月26日から同月30日にかけて甲状腺被ばく検査を実施したことは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。
- c 第4文（「しかも…しなかった。」）については、1080人を対象として甲状腺被ばく検査を実施したことは認める。
- d 第5文（「被告福島県…要請した。」）は、被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

(カ) 「(9)」について

- a 第1文（「平成26年5月…結論づけた。」）は否認する。
- b 第2文（「しかし…できない。」）は争う。

(コ) 「(10)」について

- a 第1文（「第2節第3…発見されている。」）は認める。
- b 第2文（「チェルノブイリ…可能性がある。」）は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。なお、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）2013年報告書付属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被

ばくのレベルと影響」において、住民の被ばく線量の推計及び健康影響評価が行われ、甲状腺がんについては、「福島第一原発事故後の甲状腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、福島県でチェルノブイリ原発事故のときのように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない」とされている。

- 第3文（「子ども原告ら…抱いている。」）は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

ウ 「3 児童生徒に20mSv／年までの被ばくを強要したこと」について

(ア) 「(1)」について

- a 第1段落（「第2節…こととなった。」）について

(a) 第1文（「第2節…ないとした。」）は認める。

(b) 第2文（「また…こととなった。」）は、被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

- b 第2段落（「なお…わけではない。」）について

平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条1項が「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」とし、同項1号が「教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること」、同項5号が「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること」と規定していること、同法律48条1項が「地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことが

できる」と規定していること、平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」が同法律48条1項の必要な指導、助言又は援助としてなされたものであることは認め、同通知が「市町村教育委員会に対し、事實上の強制力を持つ」との部分は争う。文部科学大臣による必要な指導、助言又は援助は、いずれも法的拘束力を持たない非権力的な関与であり、事實上の強制力を持つものではない。

(i) 「(2)」について

- a 第1文（「ところで…高線量である。」）は争う。

放射線管理区域は、平時の場合において、強力な放射線源が存在する場所を厳格に管理することで放射線業務従事者の年間線量限度である 50 mSv を超えないように定められたものであり、国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の勧告における非常事態収束後の参考レベルである「 $1 \sim 20 \text{ mSv}/\text{年}$ 」とは観点を異にするものであるから、これらを単純に比較することは適切ではない。

- b 第2文（「6歳…憤激させた。」）については、「6歳の小学校1年生であってもがそういう環境に身体を晒してもいいという 20 mSv 通知」との部分は争い、その余は不知。
- c 第3文（「また…訴えた。」）については、小佐古敏莊内閣官房参与が平成23年4月29日に原告らが指摘する内容の発言をしたことは認める。
- d 第4文（「それでも…無視された。」）中、「文科省は 20 mSv 通知を撤回しなかった」との部分は、文部科学省が、平成23年8月26日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」を発出するまで、平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」を撤回

しなかったことは認める。

また、同文中、「被告福島県は、何ら、独自の安全措置を施さず」との部分は被告福島県に対する主張、また、「住民の抗議や不安は無視された。」との部分は原告らの意見又は評価にわたるため、認否の限りでない。

なお、平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」は、福島第一発電所事故の発生を受けて、非常事態収束後の参考レベルの「1～20 mSv／年」を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安としたものであり、夏期休業終了（おおむね平成23年8月下旬）までをその対象期間とした暫定的なものとして定められたものであったため、平成23年8月26日付けで「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」の発出により、撤回された。

(4) 「(3)」について

- a 第1文及び第2文（「文科省…しかない。」）は争う。
- b 第3文（「これに…同様である。」）は、被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

工 「4 子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」について

(7) 第1段落（「これまで…負っていた。」）について

- a 第1文及び第2文（「これまで…ほかならない。」）は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、いずれも認否の限りでない。
- b 第3文及び第4文（「国は…負っていた。」）は、いずれも争う。

(4) 第2段落（「にもかかわらず…終始している。」）について

- a 第1文（「にもかかわらず…違法行為だった。」）は争う。
- b 第2文（「まさに…正当化した。」）は、原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

c 第3文（「そして…終始している。」）については、被告福島県の発表では、小児甲状腺がんが確定と疑いの合計で100名を超えていることは認め、「異常な事態を前にしても」との部分は原告らの評価にわたるものであるため認否の限りでない。その余は否認ないし争う。

(イ) 第3段落（「他方で…70頁。」）について
不知。

(ロ) 第4段落（「もし…極まりない。」）について
争う。

(4) 「第4 被告福島県の独自の注意義務違反行為について」（訴状45ページ以下）について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

(5) 「第5 原告らが被った損害について」（訴状50ページ以下）について
ア 「1」及び「2」について
本件の個別の原告らとの関係では不知。
イ 「3」について
争う。

第3 求釈明

1 はじめに

被告国は、原告らが主張する被告国の責任原因全てについて争うものであるが、今後、被告国の主張（反論）を行う前提として、次に掲げる事項について明らかにするよう求める。

2 求釈明事項

(1) 原告らは、被告国の違法行為として、①「情報の隠匿」（訴状第2章第3節第3の1・37～39ページ）、②「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」（同2・39～43ページ）、③「児童生徒に20m

S v／年までの被ばくを強要したこと」(同3・43, 44ページ), ④「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」(同4・44, 45ページ)を主張するが, ①から④までの各行為について, 被告国どの公務員について, いかなる法令に基づき, いつの時点で, いかなる職務上の法的義務が生じ, いかなる作為又は不作為をもって被告国に職務上の法的義務違反があったと主張するものであるのか明確にされたい。

(2) 「県内子ども原告ら」(訴状第1章・1ページ)及び訴状別紙第2原告目録記載の原告らのうち未成年の原告ら(以下, 県内子ども原告らと併せて, 「子ども原告ら」という。)について, 平成23年3月11日以降の住居・行動(避難の有無, 避難している場合は, 避難の年月日, 避難先, 経路及び方法)を明らかにした上で, 具体的に, いつ, どこで, どの程度の放射線に被ばくしたのか明らかにされたい。その際, 「子ども原告ら」それぞれの放射線被ばくの程度につき, 根拠となる資料を併せて書証として提出されたい(少なくとも, 外部被ばくの実効線量の根拠として, 個々人の県民健康調査「基本調査」の推計結果は提出されたい。)。

(3) 上記(2)に対する回答を前提に, 請求原因①ないし④(訴状第2章第3節第3の1ないし4・37~45ページ)に係る被告国所為と「子ども原告ら」の被ばくとの因果関係を, 各原告ごとに具体的に明らかにされたい。

(4) 原告らについて, 原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)に基づき, 東電から, 福島第一発電所事故による精神的損害に関する賠償を受けているか否か, 賠償を受けている場合はその数額を明らかにされたい。

3 釈明を求める理由

(1) 前記2(1)について

ア 国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項の「違法」とは, 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう(職務行為基準説。最高裁昭和6

0年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ参照)。

そして、国賠法1条1項の適用上「違法」が否かの判断に当たっては、職務上の法的義務に違反したか否か、すなわち公務員が公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範に違反したか否かが問題となるところ、この職務上の法的義務は、国民一般に対してでなく、個別の国民に対して負うべき義務であるから、当該公務員の行為が当該個別の国民(原告ら)に対する職務上の法的義務に違反するか否かが検討されなければならない。

そして、国の公務員は、職務行為を行うに当たって、根拠法令に従って遂行する義務を負っているのであるから、公務員が負う職務上の法的義務は、その根拠法令の解釈を通じて導き出さなければならないというべきである。

イ また、規制権限の不行使という不作為が国賠法1条1項の適用上違法となるためには、その権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民(原告ら)との関係において、当該公務員に職務上の法的義務(作為義務)が存し、かつ、当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかつたと認められることが必要である(山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度(下)597ページ参照)。

そして、規制権限行使するための要件が法定され、同要件の内容が法令の解釈によって一義的に定まる場合には、その要件を充足するときは、原則として作為義務が認められ、同義務に反する不作為は国賠法上違法となるが、規制権限を定める規定はあるが、当該規制権限行使するための要件が具体的に定められていない場合や、規制権限行使するための要件は定められてはいるものの、規制権限行使するか否かについて行政庁の裁量が認められている場合には、規制権限が存在するからといって直ちに

作為義務が認められるわけではない。

そうすると、規制権限を行使するか否かについて行政庁の裁量が認められている場合には、第一次的には当該公務員の判断が尊重されなければならぬのであり、その不行使が国賠法上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ、最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ、最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ参照）。

ウ この点、原告らは、訴状第2章第3節第2の2以下（35～37ページ）において、憲法13条、25条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約12条、児童の権利に関する条約3条、24条、原災法26条、27条等を列挙した上で、訴状第2章第3節第3（37～45ページ）において、被告国の違法行為として、前記2の①ないし④の各行為を主張するが、これらの訴状の記載によつても、原告らの主張する上記各違法行為の主体となる公務員、当該公務員の職務上の法的義務の発生根拠となる法令等、当該職務上の法的義務の内容及び発生時期、当該公務員の作為又は不作為の内容及び時期等が明らかでないため、被告国としては、原告らの主張に対して的確に反論することができない。

そこで、前記2(1)記載の証明を求める次第である。

（2）前記2(2)及び(3)について

原告らは、「子ども原告ら」につき、請求原因①ないし④に係る被告国所為によって、「無用な被ばくをさせられた」と主張する（訴状第2章第3節第5・50ページ）。

しかし、「子ども原告ら」の被ばく態様については、「福島第一原発事故当

時から福島県内で居住しているもの、あるいは、居住していた者」（訴状第2章第1節第1の2・4ページ）と主張するのみで、平成23年3月11日以降の「子ども原告ら」の具体的な被ばくの態様は判然とせず、それゆえ、原告らが強要されたと主張する被ばくの有無はもとより、追加被ばく線量の推定値も不明なままである。

そこで、「子ども原告ら」各自につき、被ばくの有無及び程度を示す根拠となる資料の書証提出とともに、個別、具体的にその被ばく態様を明らかにすること（前記2(2)の釈明事項）、さらに、その具体的な被ばく態様に係る主張を踏まえて、原告らが違法であると主張する請求原因①ないし④に係る被告国各所為と「子ども原告ら」の被ばくとの因果関係を個別具体的に明らかにすること（前記2(3)の釈明事項）を求める次第である。

（3）前記2(4)について

原告らは、「子ども原告らは、将来の自分の健康を憂慮している。そして、保護者原告らは、かけがえのない子どもの健康を守ってやることができなかつたかもしれない痛恨の思いを抱いている。」「原告らは、被告国（中略）は、国民（中略）の健康を守るために努力してくれるものと信頼していた。その信頼が裏切られたショックは計り知れない。」などと主張し、「子ども原告ら及び保護者原告らは、被告国（中略）の行為によって深刻な精神的苦痛を被っている。」として、被告国に対し各自10万円の慰謝料の支払を求めている（訴状第2章第3節第5・50、51ページ）。

そうであるところ、福島第一発電所事故後、東電は、原賠法に基いて、福島第一発電所事故による各種損害の賠償を行っており、その中には精神的損害の賠償も含まれている。そして、東電が賠償を行うに当たって参考としている原子力損害賠償紛争審査会が定めた指針のうち、平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」

では、自主的避難等対象区域として福島県内の多数の市町村が定められ、その損害項目には、「放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。」として、「i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」が賠償の対象となる旨が記されており、その金額につき「自主的避難等対象者等のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安」とする旨定められている。

しかるに、平成23年8月11日当時の原告らの住居地は必ずしも判然としていないが、仮に、東電から原賠法に基づき、福島第一発電所事故による精神的損害に関する賠償金の支払を受けていたとすれば、原告らが本訴で主張する慰謝料請求権を有していたとしても、既に東電による弁済によりその全部又は一部は消滅している可能性がある。そこで、前記2(4)の釈明を求める次第である。

以上

附 属 書 類

指 定 書

3通